回覧

令和８年１０月３０日

自　治　会　の　皆　様

共同募金会益子町支会
会長　広田　茂十郎

北海道共同募金会における事案について

共同募金運動につきましては、例年、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、北海道共同募金会において、職員による不正行為が発覚し、多額の使途不明金が生じるという不祥事が明らかになりました。

この報道を受け、自治会の皆様をはじめ、町内の企業・法人の皆様からもご心配のお声をいただいております。その中で、「益子町で集められた募金が北海道に流れているのではないか」等のご指摘もございましたので、募金の流れについてご説明申し上げます。

各都道府県の共同募金会は、それぞれ独立して運営されており益子町で皆様にご協力いただいた募金は、栃木県共同募金会に集約された後、益子町で活用するために配分されます。

したがいまして、皆様からお寄せいただいた募金は、益子町の地域福祉活動（高齢者・障がい者・子育て支援等）のために大切に活用させていただいております。

今回の不祥事を受けた全国の共同募金会の対応等につきましては、別紙にまとめておりますので、併せてご覧いただければ幸いです。

なお、益子町支会といたしましても、一層、運営の透明性と募金の有効活用に心掛け地域福祉の向上に努めてまいりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
共同募金会　益子町支会
（益子町社会福祉協議会）
電話：0285-70-1117

八十周年
ありがとう。これからも一緒に。

共同募金にご協力くださった皆さまへ

回覧

― 北海道共同募金会における事案と、信頼回復に向けた取り組みについて ―

日頃より、赤い羽根共同募金に温かいご支援とご協力をいただき、ありがとうございます。

北海道共同募金会において、一職員による不正行為により多額の使途不明金が発生するという不祥事が明らかになりました。皆さまからお寄せいただく募金を取り扱う共同募金会において、決してあってはならないことです。共同募金を信頼し、ご支援くださっている皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となり、誠に遺憾です。

Q. 寄付した募金は、きちんと地域福祉に役立てられるのですか？

赤い羽根共同募金は、各都道府県に設置された共同募金会が実施主体となり、都道府県の区域を単位として行われています。皆さまからお寄せいただいた募金は、その都道府県内の民間福祉活動などに役立てられています。

今回の事案を重く受け止め、皆さまからお預かりする募金を確実に地域に届けるため、透明性の高い運営と再発防止の徹底に取り組んでまいります。

Q. 全国の共同募金会では、どのような対応をしているのですか？

中央共同募金会では、46 都府県共同募金会を対象に、出納業務や内部牽制体制について「全国緊急一斉点検」を実施し、本事案と同様の使途不明金につながる事案はないことを確認しました。また、点検で改善が必要とされた事項は各共同募金会で改善を進め、その対応状況を公表しています。さらに「共同募金における不祥事案の再発防止に向けた取り組み（中間まとめ）」を取りまとめ、全国の共同募金会で適正な業務運営がされるよう取り組んでいます。

Q. 北海道共同募金会では、どのような対応をしているのですか？

当該職員を懲戒解雇するとともに、再発防止と組織の再生に向け、組織・業務体制の見直しや内部牽制の強化などの取り組みを進めています。また、第三者委員会による調査を通じて事案の全容解明を進め、事実関係が判明した段階で、刑事告訴や損害賠償請求などの必要な対応を行うこととしています。

Q. 北海道の地域福祉活動への影響はないのですか？

今回の事案によって、支援を必要とする方々への活動が停滞することのないよう、中央共同募金会が北海道内の地域福祉活動に対して直接支援する緊急支援助成事業を実施しています。

地域には、今この瞬間も支援を必要としている方々がいます。

共同募金へのご協力は、地域における福祉活動を行うために欠かせないものです。共同募金が地域福祉の推進を目的としその業務を担う責任を改めて胸に刻み、信頼回復に取り組んでまいります。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

今回の事案や再発防止に向けた取り組みについて、さらに詳しくお知りになりたい方は、お住まいの栃木県共同募金会益子町支会または栃木県共同募金会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

益子町支会（益子町社会福祉協議会）TEL：0285-70-1117

栃木県共同募金会　TEL：028-622-6694

本事案に関わる取り組みは

下記ホームページでご覧いただけます。

中央共同募金会
ホームページ